

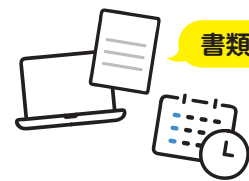
● 貸付金申請書類チェックシート ●

STEP 1 再就職決定後、申請を行う際に提出するもの

- 貸付申請書(第1号様式)
- 就業証明書(第2号様式)
- 個人情報の取扱いについて(同意書)(第3号様式)
- 住民票(申請者本人のみ)
- 連帯保証人の所得・課税証明書(原本)又は確定申告書の写し  
※ 自営業の方は確定申告書の写し
- 保育士証の写し  
(氏名変更がある場合は戸籍抄本を添付すること。)

STEP 2 毎年4月に必ず提出するもの

- 現況報告書(第20号様式)



書類様式のデータは？

申請期間はいつまで？



※様式は、熊本県福祉人材・研修センターのページからダウンロードできます。また、窓口でも配布しています。

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

所在地 〒860-0842 熊本市中央区南千畑町3番7号(熊本県総合福祉センター 4階)

開所日・時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

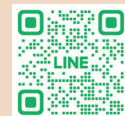
問い合わせ TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

✉ jinzai@kumashakyo.jp

公式ホームページ

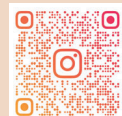


LINE公式アカウント



@jys9642k

Instagram公式アカウント



@kumamotoshakyo

熊本県内で **保育士として再就職**

をお考えのみなさまへ

就職準備金をお貸しします

返還免除  
制度あり

● 保育士就職準備金貸付事業 ●

保育士の資格を持ち、  
保育士として勤務していない方に対し、  
再就職のために必要な準備金を貸し付ける事業です。



最大貸付額

40万円

無利子

1人1回まで

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

対象となる要件を満たし 審査で認められた方に  
就労準備のための費用を無利子でお貸しします

貸付の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります

貸付額

最大 **40万円** (1人1回まで)

以下のような費用が対象です。



### 家庭環境の 整備費用

子どもの預け先を  
探す際の活動費・  
転居費(敷金・礼金)  
など



### 学び直しや 資格取得の費用

勤務復帰にあたっての  
研修費用・  
参考図書購入費  
など



### 働く道具の 準備費用

仕事用の被服費  
通勤手段の購入費  
(自転車やバイク)  
など

その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められた経費が対象となります。  
詳しくはお問い合わせください。

- ✔ 保育士等として次のア～カの施設もしくは事業を離職後3か月以上経過した方、  
又は保育士養成施設卒業後3か月以上かつ保育士登録から3か月以上勤務経験がない方  
ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園 ウ 家庭的保育事業 エ 小規模保育事業 オ 事業所内保育事業 カ 幼稚園
- ✔ 新たに熊本県内の保育所等に勤務する方
- ✔ 保育士として週20時間以上勤務する方(派遣会社からの派遣勤務は対象外)
- ✔ 過去に本会が実施する保育士修学資金貸付等を受けていない方

#### 連帯保証人について

申請には連帯保証人が1名必要です。下記の(1)～(3)の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

- (1)申請時に70歳未満であり、独立して生計を営んでいる方
- (2)安定した収入がある方(住民税が加算されている)
- (3)返還が生じた場合、申請者と連帯して債務を負担できる方

※次の項目に該当する方は連帯保証人にはなれません。

- (1)県社協から修学資金等の貸付を受けている方 (2)申請者同士が互いに連帯保証人になっている方
- (3)債務整理中である方(自己破産や個人再生等)

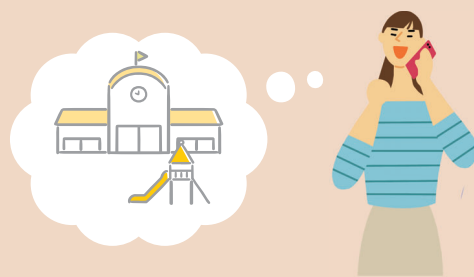
## 申請から交付までの流れ

### STEP 1 就職活動 (求職登録)



再就職先を探します。熊本県福祉人材・研修センターで「求職登録」をしている方は、担当制の相談員による紹介・あっせんも可能です。

### STEP 2 就職先内定・貸付金申請



就職先が内定したら、必要書類を準備し、熊本県福祉人材・研修センターで「貸付金の交付申請」を行ってください。

※必要書類については裏面をご確認ください。

### STEP 3 審査・交付



熊本県福祉人材・研修センターで申請書類の審査を行い、貸付の可否を決定します。

審査で認められた方に、貸付金を一括交付します。

※審査で認められた場合、貸付決定後、約20日で一括交付されます。

就労後、毎年4月に所定の様式で「現況報告書」(裏面参照)を提出してください。

## 貸付金の返還について

### 返還免除

以下の全ての要件を満たした場合、貸付金の返還が免除されます。

- ① 借入れの際に就労した事業所で2年間継続して勤務
- ② 毎年4月に現況報告書の提出

### 返 還

2年未満または所定の雇用・従事期間を満たさずに退職・転職した場合は、貸付金を返還しなければなりません。

返還方法 一括または月賦(10月を上限とする。)

月賦返還のモデルケース 40万円貸付の場合:最長10回払い

月々 40,000円 × 10回払い ▶ 10ヵ月で完済

※返還になった場合で、返還すべき日までに返還しなかったときは、残元金に対して延滞利息が発生します。

対象施設 以下の施設又は事業に新たに勤務する方が対象となります。

- ア 保育所及び幼保連携型認定こども園
- イ 預かり保育を常時実施する幼稚園
- ウ 認定こども園へ移行予定の幼稚園
- エ 認定こども園
- オ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業

- カ 居宅訪問型保育事業
- キ 病児保育事業(県に届出を行ったもの)
- ク 一時預かり事業(県に届出を行ったもの)
- ケ 企業主導型保育事業